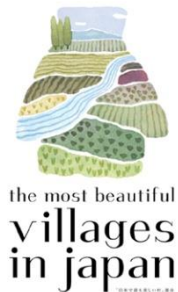
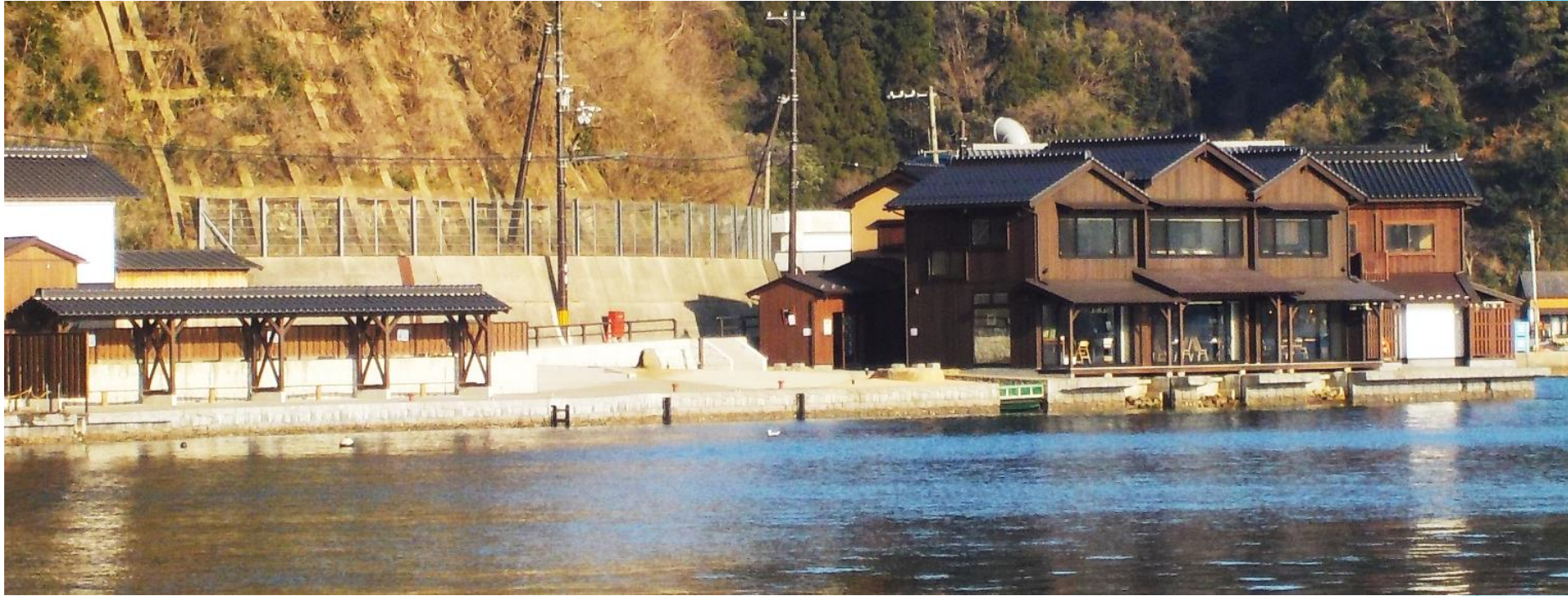


伊根浦舟屋群の景観保全と 活用について



2024. 1. 23

伊根町役場企画観光課

伊根町の概要

- ▶ 京都府北部の丹後半島北端に位置
(北緯 35度40分、東経 135度16分)
- ▶ 人口:1,914人(2024. 1. 1現在)
- ▶ 面積:61.95km²
 - ・約8割を森林が占める
 - ・2級河川「筒川」を中心に
農地が広がり、農業集落が点在
 - ・海岸線沿いの僅かな平地には
漁業集落が点在
- ▶ 産業:農業・漁業・観光業等



「日本で最も美しい村」連合とは？

- ▶ 『フランスの素朴な美しい村を厳選し紹介する「フランスの最も美しい村」運動に範をとり、失ったら二度と取り戻せない日本の農山漁村の景観・文化を守りつつ、最も美しい村としての自立を目指す運動』を展開するNPO法人
- ▶ 2005年10月4日設立
- ▶ 北海道美瑛町・北海道赤井川村・山形県大蔵村・岐阜県白川村・長野県大鹿村・徳島県上勝町・熊本県南小国町の7町村でスタート
- ▶ 59町村地域が加盟(2023年6月の定期総会時点)
- ▶ 前期(2020・2021年度)及び今期(2022・2023年度)、吉本町長が日本連合の会長に就任
- ▶ 公式HP <https://utsukushii-mura.jp/>

「日本で最も美しい村」連合 に加盟するための条件

- ▶ 人口が概ね1万人以下であること
- ▶ 地域資源が2つ以上あること
 - ・景観－生活の営みにより作られた景観（伝統的なまちなみや里山・里海）
 - ・文化－昔ながらの祭りや芸能、郷土文化など
- ▶ 連合が評価する地域資源を活かす活動があること
 - ・美しい景観に配慮したまちづくりを行っている
 - ・住民による工夫した地域活動を行っている
 - ・地域特有の工芸品や生活様式を頑なに守っている

伊根町の連合加盟

- ▶ 2008年(平成20年)10月の第4回定期総会において加盟承認
- ▶ 登録地域資源
 - ①伊根浦舟屋群
 - ②亀島区祭礼行事

【連合加盟の趣旨】

- ▶ 自らの村が素晴らしい村であるという自負と誇りを持ち、無い物ねだりをするのではなく、今ある財産に磨きをかけ、連合加盟を精神的支柱(=バックボーン)にし、まちづくりに努めるものである。
- ▶ 加盟することにより、全国の素晴らしい町村と姉妹提携できたようなものである。それらの町村と切磋琢磨し、より良い地域を作り上げていくことにある。

地域資源① 「伊根浦舟屋群」

- ▶ 一階が船のガレージ、二階が居室等として使用されている「舟屋」約230軒が伊根湾を取り囲むように軒を連ねる。
- ▶ 2005年(平成17年)7月に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受ける。



地域資源② 「亀島区祭礼行事」

- ▶ 毎年7月下旬に開催される海の祇園祭とも呼ばれる夏の風物詩であり、300年余りの伝統を持つ「伊根祭」。海上での安全や大漁を祈り、五穀豊穡への願いを託す。
- ▶ この「伊根祭」は、大きく分けて「亀島区祭礼」「平田区祭礼」「日出区祭礼」の3つがあり、特に優美で勇壮なものが「亀島区祭礼」である。
- ▶ 「亀島区祭礼」の例祭では太刀振り、棒振り、神楽、祭礼船での宮入、夜宮が奉納される。また大祭では船屋台が巡航される。



舟屋台巡航（2012年、立石区）



神楽（2023年世界総会、立石区）

伊根浦の町並みの特徴

①道路を挟んで山側が主屋

②道路を挟んで海側が舟屋

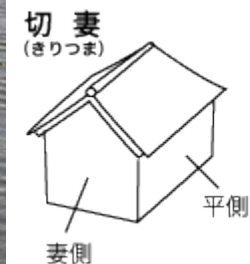


伊根浦の町並みの特徴

③地形に沿った町並み

④主屋は切妻平入

⑤舟屋は切妻妻入



【その他の屋根の造】



伊根浦の建物の特徴

主屋



間口が広く
厨子二階がある
重厚感のある建物

間口が狭く二階建
洒落た装飾
町屋的な建物



伊根浦の建物の特徴

舟屋の開口タイプ

全面開口
全面接水



開口あり
一部接水



開口あり
接水なし



開口なし
接水なし



舟屋の成り立ち

なぜ舟屋ができたか

①年間を通して静穏度が高い湾

日本海側にあって南向き
湾口にある青島が天然の防波堤
深いところで水深25mあり波が立ちにくい

②干満差が少ない 年間50cm程度

③漁業の利便

舟の管理と網干しなど漁の道具の保管、出漁準備

④海側の玄関

三方を山に囲まれているので、舟で移動していた。

伊根浦の歴史と町並み

伊根浦の景観形成

明治13年(1880)～昭和25年(1950)に鰯の大漁・豊漁が6回

昭和6年(1931)～15年(1940)にかけて行われた府道伊根港線の拡幅工事
伊根浦5kmに渡って、幅員4mの道路を新設

地先海面を一部埋め、舟屋や土蔵が海側に移された。その際に今の町並みの基本形が構築された。

道路拡幅工事と鰯景気により、舟屋が2階建、瓦葺になっていった。

それ以後は大きな変化もなく、同形態、同規模で連続性のある舟屋群の景観が継承され、歴史的風致が形成された。



保存地区の概要

保存地区の名称: 伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区

所在地: 京都府与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島の各一部

海面を含むのも伊根浦伝建保存地区の大きな特徴

伝統的建造物数:

建築物(主屋・舟屋等) 440件

構築物(石段等) 5件

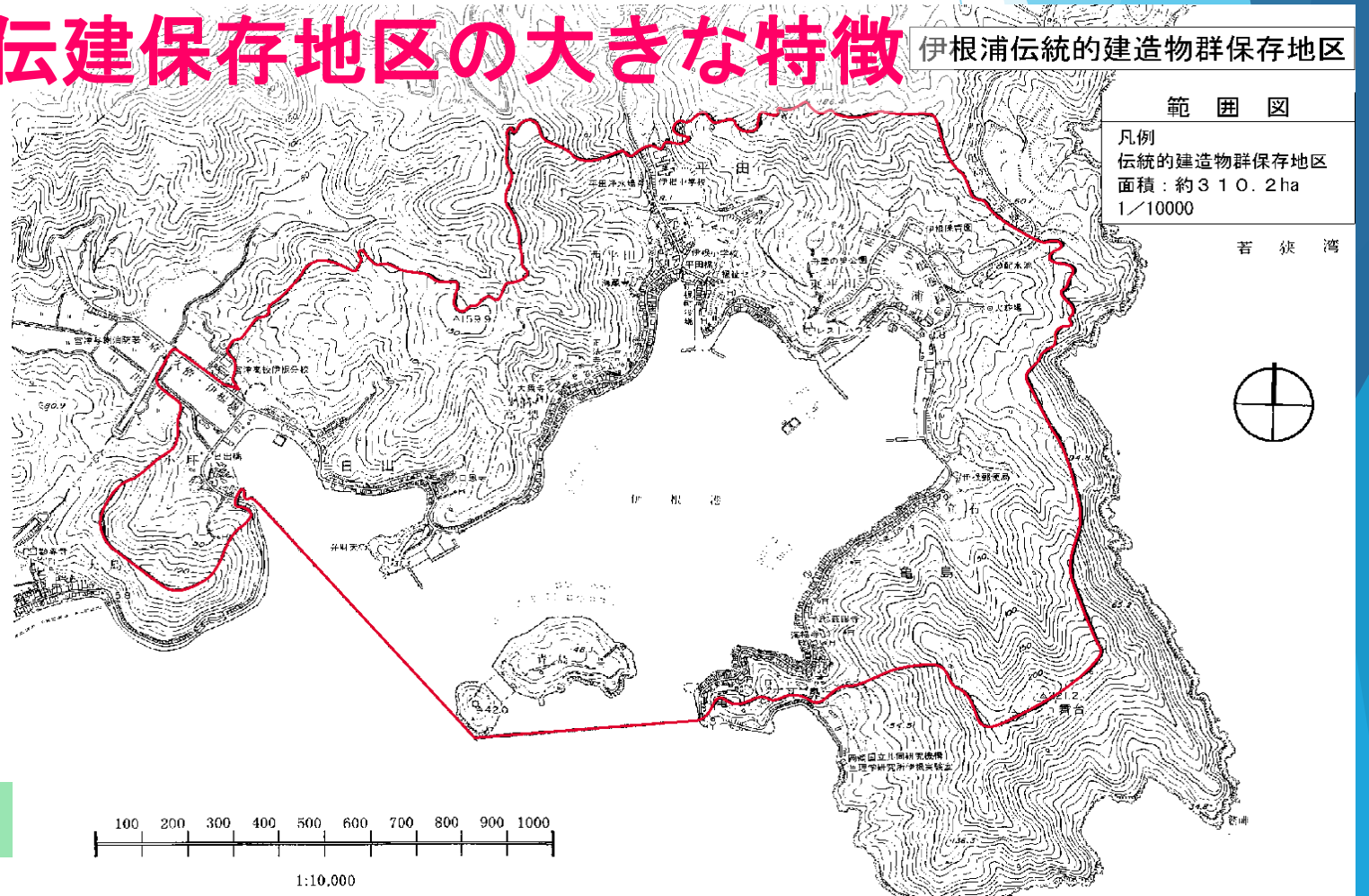
環境物件(樹木等) 15件

※昭和30年頃までに建築された伝統的な建物で、所有者が文化財としての特定に同意した建造物

面積: 約310.2ヘクタール

東西に約2650m、南北に約1700m

選定年月日: 平成17年7月22日



保存地区の保存のしくみ

建物などの外観が変わるとき

新築、取壊し、改造など

土地の形が変わるとき

埋立て、土地造成など



変える前に教育委員会の許可が必要

許可 = 禁止されていることを許してもらう

伝統的建造物の場合

建物が建ったときと同じ形にする
現状の形、色から変えない



補助金が出る
場合がある

伝統的建造物ではない場合

伝統的建造物と同じか、近い形や色

面倒な規則ですが、景色が変わるとき(建物の新築や改造など)に、少しずつ、より良い方向へ町並みが変わっていくため、10年後、20年後には、今よりももっと素晴らしい景観になる。

現状変更行為の規制

最も重要な現状変更行為許可

現状変更行為とは

景観を変える建造物の新築・
改修・取壊し、自然物などの
形を変更する行為

文化財特有の用語

保存地区内で現状変更行為を行うには
教育委員会の許可が必要



現状変更行為の規制

許可が必要な行為

- ・建築物その他の工作物(以下「建築物等」)の新築、増築、改築、移転、除却
- ・建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することになるもの
- ・宅地の造成その他の土地の形質の変更
- ・木竹の伐採・土石の類の採取・水面の埋め立て

許可を必要としない行為

- ・建築物等の外観の変更を伴わない内部のみの改装
- ・非常災害のため、応急処置として行うもの
- ・水道管や井戸など地下に設ける工作物
- ・木竹の間伐や枝打ち、剪定など通常行われる管理のための伐採



現状変更行為の規制

現状変更を規制する3つの基準

1 修理基準

伝統的建造物に適用される基準

特性を維持している伝統的建造物は主として
外観を現状維持し、外観の変更がされている
伝統的建造物は旧状に復原修理する



現状変更行為の規制

現状変更を規制する3つの基準

2 修景基準

伝統的建造物以外に適用される基準

単に和風の建物であれば良いというわけではなく、伊根浦の伝統的な建造物の特徴を現した基準。



現状変更行為の規制

現状変更を規制する3つの基準

3 許可基準

伝統的建造物以外に適用される基準

伊根浦の歴史的風致と調和したものとするため、最低限守るべき基準。

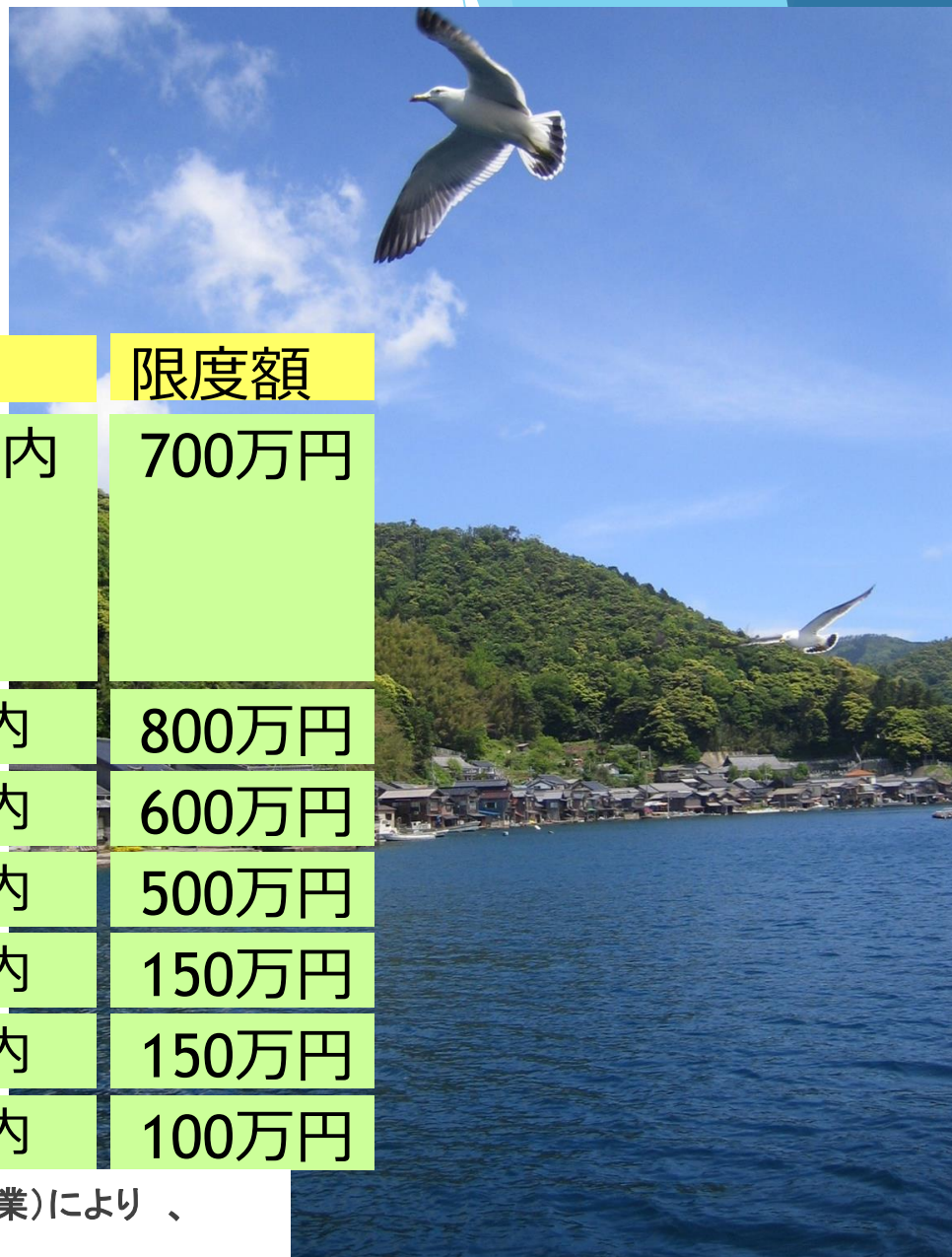


修理・修景に係る補助金

伝統的建造物の修理に係る補助金

種類	補助対象	補助率	限度額
主屋	当該物件の屋根、外壁、軒まわり、外部に面する建具等(これらにかかる構造体を含む)の修理に要する経費(電気設備、その他内部の装飾等は除く)	10分の8以内	700万円
舟屋	主屋に同じ	10分の8以内	800万円
土蔵	主屋に同じ	10分の8以内	600万円
社寺	主屋に同じ	10分の8以内	500万円
その他	主屋に同じ	10分の8以内	150万円
工作物	修理または復旧に要する費用	10分の8以内	150万円
環境物件	修理または復旧に要する費用	10分の8以内	100万円

※文化庁の「国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金(伝統的建造物群基盤強化事業)」により、補助金額の65%が措置される。



修理・修景に係る補助金

伝統的建造物以外の建物の修景に係る補助金

種類	補助対象		補助率	限度額
主屋	外観を伝統的建造物に準じ周囲の伝統的建造物と調和のとれたものに限り、その経費のうち屋根、外壁、軒まわりなど伝統的工法によるものの修景に要する経費、建具等(これらに係る構造体を含む)の修景に要する経費(電気設備、その他の内部の装飾等は除く)		10分の6以内	300万円
舟屋	主屋に同じ	Aタイプ	10分の6以内	600万円
		Bタイプ	10分の6以内	500万円
		Cタイプ	10分の6以内	400万円
		Dタイプ	10分の6以内	300万円
土蔵	主屋に同じ		10分の6以内	300万円
その他	主屋に同じ		10分の6以内	70万円
工作物	伝統的な形式により、周囲の景観に調和した新設又は改築に要する経費		10分の6以内	70万円

※舟屋については、写真、図面等の確実な資料に基づき復原又は修景する場合は、開口タイプに係らず補助率を10分の6以内、限度額600万円とする。



修理・修景に係る補助金

伝統的建造物以外の建物の修景に係る補助金

舟屋 1 階開口タイプ図

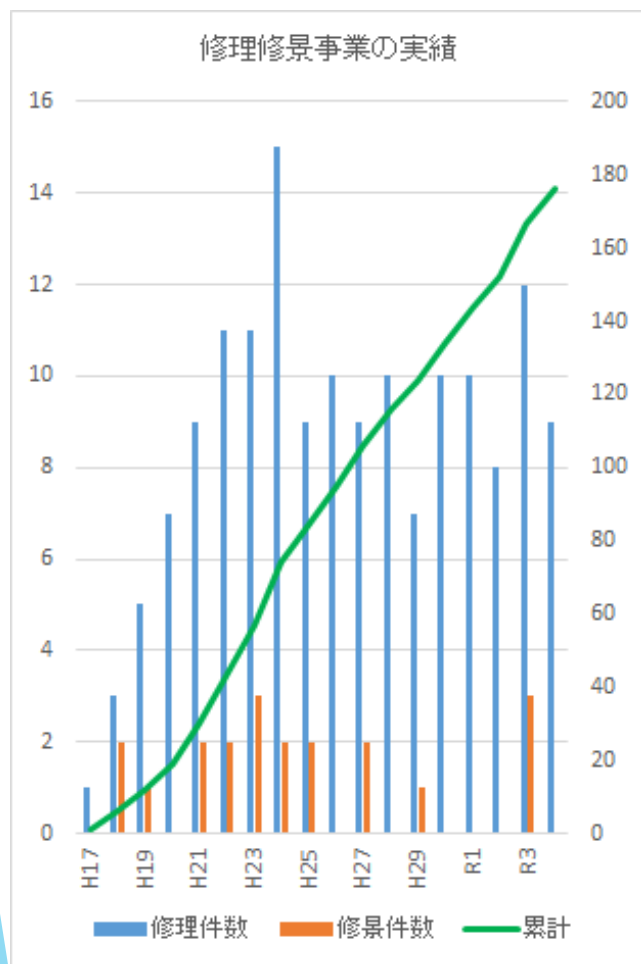
タイプ	A			B		C	D
形態	a	b	c	d	e	f	
説明	全面接水 + 全面開放	一部接水 + 全面開放	一部接水 + 一部開放	接水なし + 全面開放	接水なし + 一部開放	接水なし + 開放なし	
	全面接水、全面開放した景観を示す舟屋	一部接水、全面開放又は一部開放した景観を示す舟屋		接水していないが、全面開放、一部開放した景観として連続性がある舟屋		接水がなく開放もない形態であるが、以前は形態を有していた舟屋	

伝建保存計画での『舟屋』の定義

海沿いに建築され、海側 1 階の土間が傾斜、接水し、かつ、舟の引き揚げに十分な開放幅がある建物、または、過去にその形態を有していた建物をいいます。

伊根浦伝建地区の修理修景事業利用状況

※選定後156件の修理事業、20件の修景事業を実施。
補助金額 554,291千円(うち国庫 360,227千円)
(集計期間:平成17年から令和5年3月末まで)



景観行政の推進

2003年12月 伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例制定

2005年 7月 重要伝統的建造物群保存地区選定
伊根浦伝建地区の修理修景事業(補助)の開始

2008年10月 「日本で最も美しい村」連合加盟

2011年 4月 景観行政団体に移行

2014年 4月 「伊根町景観計画」策定

2016年12月 「伊根町景観条例」制定

2016年12月 「伊根町屋外広告物条例」制定
屋外広告物等の新設・改修・除去への補助開始
(2017年～2022年 補助実績:18件、998,000円)

地域美化の取り組み①

- ▶ 5S活動(整理、整頓、清掃、清潔、習慣)の取り組み。

職員等による道路沿いの清掃

(2013年～)



- ▶ 地域住民他町内外からボランティアを募り、清掃活動及びガードレールの景観色塗装を実施。

(2010年～2013年)



地域美化の取り組み②

▶ 美しい村清掃活動報奨制度(2020年～)

美しい村の日である10月4日にあわせ、その前後2週間を対象期間として伊根町内の道沿いや海岸線沿いで草刈りやゴミ拾い等の清掃活動を実施した団体に報奨金を支払うことで、清掃活動等の定着化を図る。

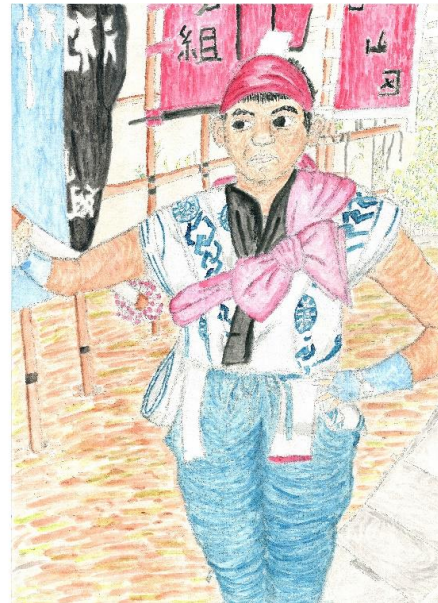
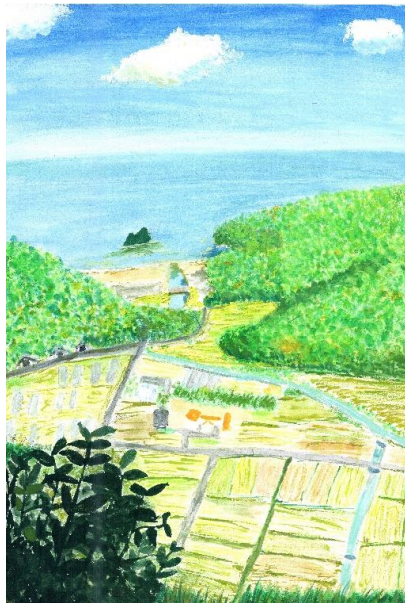


普及啓発活動

「日本で最も美しい村」伊根町小中学生

作文・絵画コンクール（2011年～）

- ▶ 伊根町の自然、景観、祭礼・文化等を題材にし、町内小中学校の児童、生徒を対象に「日本で最も美しい村伊根町」作文・絵画コンクールを開催。
- ▶ 選考会により選考された町内小中学校の児童、生徒を対象に表彰式及び作品発表会を実施。



景観舗装

2014年～2017年にかけて、鳥屋地区(モデルゾーン)を含む散策が多くされる区域の道路を景観に配慮した舗装に変更



文化振興・多世代交流施設「伊根の杜」

- ・寄贈を受けた伝建地区内の建造物を活用し、建物の保存に併せ、町の文化振興と多世代交流を目的に図書情報室の移転、学習環境の充実及びICT推進を一体的に行う施設を整備。
- ・2023年9月オープン。



機械式駐車場整備



一方通行誘導等

- ・4月～11月の土日祝日(お盆期間含む)に、駐車場のキャパオーバーと離合困難な幅員から、鳥屋地区周辺で交通渋滞等が発生するため、一方通行誘導を実施。
- ・また、GW、お盆期間については伊根小学校グラウンドを臨時駐車場として利用する等の対応を実施。

平田区民の皆様へ 一方通行のお願い

連休期間中は大勢の観光客が来町されることが見込まれるため、次のとおり一方通行とすることで、渋滞の発生を抑止し、交通安全対策を行いたいと考えております。住民の皆様、特に平田区鳥屋地区の皆様には多大なご迷惑をおかけしますがご協力いただきますようお願い申し上げます。

一方通行をお願いする期間：2022年4月29日～5月8日 午前10：00から午後5：00まで（時間帯は混雑の状況により前後する場合があります）

一方通行をお願いする区間：下図の  の区間

一方通行をお願いする方向：伊根小学校から大浦区方面に向かう通行を可とする



伊根町役場 企画観光課

七面山公衆トイレ改築

建設から25年以上経過し、老朽化した公衆トイレを2021年に建て替え、増台・全台温水洗浄便座化する等満足度向上を図った。



旧トイレ

- 男子
 - ・小 2
 - ・洋式 1
- 女子
 - ・洋式 1
 - ・和式 1



新トイレ(洋式は全て温水洗浄便座)

- 男子
 - ・小 3
 - ・洋式 2
- 女子
 - ・洋式 4
- 多目的
 - ・洋式 1
 - ・子ども用小 1
 - ・ベビーシート 1
 - ・フィッティングボード 1

食事提供施設の整備

- ・開業サポートのヒアリングで、「食事提供が負担となっている。」という意見があった。既存の民宿からも同様の意見が多数。
- ・食泊分離を進める必要があるという認識に至り、食事提供施設(特に夕食)を町が整備し民間が運営する手法を選択。(公設民営)



- ・舟屋の景観が途切れていた土地に、周囲と連続した舟屋の景観を創出する飲食店・休憩施設を兼ね備えた観光交流施設「舟屋日和」を整備。
- ・2017年4月にオープン。

- ・入居飲食店
 - ・鮎割烹 海宮
 - ・INE CAFE



食事提供施設の整備（観光案内所併設）

- ・観光案内所（観光協会）は、道の駅「舟屋の里伊根」内の一室で運営していたが、伊根浦観光の活況による職員増員等には手狭であった。
- ・観光客の動向等から、より便利な場所へ移転したいとの要望もあった。



- ・旧役場の書庫であった建物を、1Fを観光案内所、2Fを飲食店とする施設に改修し2018年4月にオープン。
- ・入居する飲食店は、朝食営業も行う事を前提に募り、現在「舟屋食堂」が営業されている。



食事提供施設の整備（伝建物活用）

- ・コロナ収束後における地域経済の回復の起爆剤とするため、寄贈を受けた伊根浦伝統的建造物群保存地区内の建造物を活用し、建物の保存に併せ、観光振興と農業・漁業の産業振興を一体的に行う飲食施設を整備。
- ・2022年4月から地元定置網漁業会社が運営を担ってきたが人員不足等により事業継続を断念。
- ・公募により決定した新事業者（町外）の運営により2024年3月にリニューアルオープンを予定。



伝建物を活用した宿泊施設の整備

- ・従前から舟屋のある伊根浦に宿泊したいというニーズはあったが、高齢化等要因により宿泊施設が減少していた。
- ・「京都府福祉のまちづくり条例」が大きなネック(有効開口幅、廊下等通路有効幅)となっていた。



- ・町から京都府へ地域特性による緩和を要望し、伝健地区の建物の1棟貸し施設は条例の適用除外に。
- ・「整備モデル」と位置付け、地区内への波及を図ることを目的に、「伊根舟屋ステイ 海風」「伊根ステイ ときわ」を2019年に整備。



宿泊施設数の推移

		総計	朝妻	本庄	筒川	伊根			
							うち舟屋物件	うち体験民宿	うち1棟貸し
2000	(平成12年)	22	7	5	1	9	7	0	0
2001	(平成13年)	22	7	5	1	9	7	0	0
2002	(平成14年)	23	7	5	1	10	8	0	0
2003	(平成15年)	23	7	5	1	10	8	0	0
2004	(平成16年)	24	8	5	1	10	8	0	0
2005	(平成17年)	24	8	5	1	10	8	0	0
2006	(平成18年)	24	9	5	1	9	7	0	0
2007	(平成19年)	24	9	6	1	8	6	0	0
2008	(平成20年)	24	8	6	1	9	7	1	0
2009	(平成21年)	24	7	6	1	10	8	3	0
2010	(平成22年)	25	7	5	1	12	10	4	0
2011	(平成23年)	26	7	5	1	13	11	5	0
2012	(平成24年)	25	6	5	1	13	11	5	0
2013	(平成25年)	25	6	5	1	13	11	5	0
2014	(平成26年)	25	5	5	1	14	12	7	0
2015	(平成27年)	26	5	5	1	15	13	8	0
2016	(平成28年)	25	5	4	1	15	13	8	0
2017	(平成29年)	25	5	4	1	15	13	8	0
2018	(平成30年)	27	5	4	1	17	14	9	1
2019	(平成31年)	28	4	3	1	20	16	9	5
2020	(令和2年)	36	5	3	1	27	19	13	6
2021	(令和3年)	36	5	3	0	28	19	14	6
2022	(令和4年)	40	6	4	0	30	20	14	8
2023	(令和5年)	44	6	2	0	36	24	14	10

宿泊施設数の推移

調 査 年			平元年	平4年	平5年	平6年	平10年	平15年	平20年	平25年	平30年	平31年	令2年	令3年	令4年
観 光 入 込 客 数	入込客総数		165,000	164,250	385,100	286,500	257,795	260,660	219,945	259,182	329,434	355,577	186, 838	148, 789	224, 543
	府 内 外 内 訳	府 内 客	84,820	50,550	133,600	99,800	83,818	86,509	42,613	47,919	64,172	62,893	34, 234	27, 985	40, 579
		府 外 客	80,180	113,700	251,500	186,700	173,977	174,151	177,602	211,263	265,262	292,684	152, 604	120, 804	183, 964
	日 帰 宿 内 訳	日 帰 客	148,225	151,750	368,700	268,200	224,246	223,514	184,934	224,891	299,937	321,167	157, 440	124, 426	191, 828
		宿 泊 客	16,775	12,500	16,400	18,300	33,549	37,146	35,011	34,291	29,497	34,410	29, 398	24, 363	32, 715
	宿 泊 客 内 訳	旅 館	1,550	1,250	1,700	4,200	21,464	28,603	26,429	26,064	19,734	21,658	20, 298	15, 287	17, 967
		民 宿	14,372	10,700	14,100	13,300	10,851	7,297	7,332	7,523	9,763	12,752	9, 100	9, 076	14, 748
		公的施設	653	300	400	500	1,194	1,246	1,250	704	今年度から旅館へ合計				
		そ の 他	200	250	200	300	40	0	0	0	0	0	0	0	0
	宿泊者数合計			16,775	12,500	16,400	18,300	33,549	37,146	35,011	34,291	29,497	34,410	29,398	24,363
観 光 消 費 額	消 費 総 額		187,895	255,844	623,469	448,989	767,546	915,173	889,534	951,954	1,146,633	1,251,314	1, 069, 712	859, 369	1, 253, 218
	日 帰 宿 内 訳	日 帰 客	64,450	160,595	490,148	227,713	305,821	285,665	356,900	340,926	510,979	549,824	430, 177	342, 510	595, 096
		宿 泊 客	123,445	95,249	133,321	221,276	461,725	629,508	532,634	611,028	635,654	701,490	639, 535	516, 859	658, 122

※ 調査年については、暦年（1～12月）。

※ 単位については、観光客入込客数（人）、観光消費額（千円）。

ご清聴ありがとうございました。

